

参考資料

- 策定の経緯
- 大津市都市計画審議会及び専門部会 委員名簿
- 市民意見の反映
- 用語解説

策定の経緯

序章
 第1章 全体構想
 第2章 地域別構想
 第3章 まちづくりの進め方
 参考資料

年月日	会議等	内容
平成26年 5月14日	第114回大津市都市計画審議会	○大津市都市計画マスタープラン案の策定を依頼
8月7日	第1回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市計画マスタープラン案策定体制及びスケジュールについて ○市民アンケートの内容について
10月30日 ～12月末日	市民アンケート調査	18歳以上の市民3,000人を対象 (回収率43.4%)
12月2日	第2回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○大津市の現況と課題について ○市民アンケート結果について ○立地適正化計画について
12月25日	第116回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
平成27年 2月16日	第3回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○基礎調査結果の修正報告 ○市民アンケート結果報告 ○現マスタープランの主な施策の実施状況 ○地域別構想手法検討 ○全体構想骨子案
3月16日	第117回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
8月3日	第4回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市構造と地域区分について ○まちづくりフォーラム・まちづくり会議について
9月24日	第5回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市構造と地域区分について ○全体構造骨子と地域の現況・課題について ○まちづくりフォーラム・まちづくり会議について
9月30日	第118回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
10月17・18日	平成27年度大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラム	○まちづくりの参画意識の啓発等
12月5日 ～12月20日	第1回まちづくり会議 (7地域)	○市民ワークショップ (地域の魅力・問題点、今後の取り組み等)
平成28年 2月16日	第6回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○第1回まちづくり会議について(報告) ○第2回まちづくり会議について ○都市計画マスタープラン素案(修正案)について

年月日	会議等	内容
2月27日 ～3月13日	第2回まちづくり会議 (7地域)	○市民ワークショップ (地域における重点的な今後の取り組み、将来像、今後の取り組みの役割分担等)
3月25日	第119回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
5月27日	第7回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○まちづくり会議結果報告について ○都市計画マスタープランの基本方向案について ○まちづくり会議報告会について
6月30日	第120回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
7月18日	まちづくり会議報告会	○まちづくり会議の結果報告、活動団体の取り組み状況等
8月3日	第8回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市計画マスタープラン基本方向案について
9月29日	第9回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市計画マスタープラン案について ○まちづくりフォーラムについて
10月31日	第122回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
11月11日 ～11月30日	大津市都市計画マスタープラン(案)の策定に係るパブリックコメント	○大津市都市計画マスタープラン(案)の策定に係る意見募集
11月13日	平成28年度大津市総合計画・大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラム	○都市計画マスタープラン(案)について ○総合計画基本構想(案)について
12月27日	第10回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○まちづくりフォーラムの結果報告について ○パブリックコメント意見と対応案について ○都市計画マスタープラン案について
平成29年 1月12日	第123回大津市都市計画審議会	○専門部会より経緯報告
1月25日	第11回大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会	○都市計画マスタープラン案について ○まちづくりフォーラムについて
2月14日	第124回大津市都市計画審議会	○都市計画マスタープラン案の答申について
3月6日	大津市都市計画マスタープラン案答申式	○都市計画マスタープラン案の答申
3月		都市計画マスタープランの策定

※着色部分は市民意見の反映に関する会議等

大津市都市計画審議会及び専門部会 委員名簿

(平成29年3月現在、順不同・敬称略)

大津市都市計画審議会

区分	氏名	経歴・推薦団体等
1号委員	青山 吉隆	京都大学名誉教授
	岡井 有佳	立命館大学理工学部准教授
	宗田 好史	京都府立大学副学長（生命環境学部教授）
	脇田 健一	龍谷大学社会学部教授
	松中 亮治	京都大学大学院工学研究科准教授
2号委員	河井 昭成	大津市議会議員
	佐藤 弘	大津市議会議員
	杉浦 智子	大津市議会議員
	谷 祐治	大津市議会議員
	津田 新三	大津市議会議員
	伴 孝昭	大津市議会議員
3号委員	山田 雅義	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
	浅見 孝円	滋賀県県民生活部次長
	三浦 良勝	滋賀県大津土木事務所長
4号委員	海老 亜紀	市民公募
	数江 昇資	市民公募
	椋田 政春	市民公募

大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会

区分	氏名	役職・団体等
部会長	宗田 好史	京都府立大学副学長（生命環境学部教授）
部会長職務代理者	脇田 健一	龍谷大学社会学部教授
委員	岡井 有佳	立命館大学理工学部准教授
委員	松中 亮治	京都大学大学院工学研究科准教授
委員	大澤 光雄	大津市自治連合会
委員	中間 昭浩	大津市PTA連合会
委員	西岡 功一	滋賀県広告美術協同組合

1. まちづくり会議

1) 第1回まちづくり会議

①開催日：平成 27 年 12 月 5 日・12 日・13 日・19 日・20 日（5 日間）

②参加者（各種団体からの推薦による）

総数 141 名

- ・自治連合会
- ・小学校 PTA
- ・社会福祉協議会
- ・消防団
- ・体育団体
- ・市の市民活動センターに「伝統・歴史」で登録された団体

③開催プログラム

プログラム	内 容
開会・挨拶	
主旨説明	資料説明 「1. 大津市総合計画について」 「2. 大津市都市計画マスタープランについて」 「3. 大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラムについて」 「4. 地域の現況について」 「5. ワークショップの進め方について」
ワークショップ	テーマ①：「地域の魅力と問題点を語り合おう」 テーマ②：「今後の取り組みを考えよう」
ワークショップの結果発表	班別の意見結果発表
総評	ワークショップ・意見結果発表に対する総評
閉会	

④地域別開催状況

地域	開催日	会場	参加者数
北部地域	平成 27 年 12 月 12 日	木戸市民センター	12 名
西北部地域	平成 27 年 12 月 19 日	北部地域文化センター	32 名
中北部地域	平成 27 年 12 月 5 日	市役所別館大会議室	20 名
中部地域	平成 27 年 12 月 5 日	市役所別館大会議室	30 名
中南部地域	平成 27 年 12 月 5 日	市役所別館大会議室	6 名
南部地域	平成 27 年 12 月 13 日	南郷市民センター	14 名
東部地域	平成 27 年 12 月 20 日	瀬田東市民センター	27 名

2) 第2回まちづくり会議

①開催日：平成28年2月27日・28日、3月13日（3日間）

②参加者（各種団体からの推薦による）

総数 125名

- ・自治連合会
- ・小学校PTA
- ・社会福祉協議会
- ・消防団
- ・体育団体
- ・市の市民活動センターに「伝統・歴史」で登録された団体

③開催プログラム

プログラム	内 容
開会・挨拶	
主旨説明	資料説明 「1. 大津市都市計画マスタープランの構成案について」 「2. 第1回まちづくり会議の振り返りについて」
ワークショップ	「3.ワークショップの進め方について」 テーマ①：「重点的な今後の取り組み」 テーマ②：「地域の将来像」 テーマ③：「今後の取り組みの役割分担」
ワークショップの結果発表	班別の意見結果発表
総評	ワークショップ・意見結果発表に対する総評
閉会	

④地域別開催状況

地域	開催日	会場	参加者数
北部地域	平成28年2月28日	北部地域文化センター	12名
西北部地域	平成28年2月28日	北部地域文化センター	27名
中北部地域	平成28年2月27日	市役所別館大会議室	17名
中部地域	平成28年2月27日	市役所別館大会議室	31名
中南部地域	平成28年2月27日	市役所別館大会議室	10名
南部地域	平成28年3月13日	南郷市民センター	13名
東部地域	平成28年3月13日	瀬田東市民センター	15名

2. 大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラム、まちづくり会議報告会

1) 平成27年度大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラム

①開催日時・場所

- ・平成27年11月17日(土) 14:00~16:15 大津市生涯学習センター
- ・平成27年11月18日(日) 14:00~16:15 大津市北部地域文化センター

②参加者数

- ・11月17日 150名
- ・11月18日 100名

③開催プログラム

時間	プログラム	内容
13:30	開場	
14:00	開会・挨拶	大津市長：越直美 大津市都市計画審議会会長（京都大学名誉教授）：青山吉隆氏
14:10	基調講演	テーマ：「どんなまちに住みたいですか？」 ～みんなで考える都市計画～ 【講師】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会会長 （京都府立大学生命環境学部教授）：宗田好史氏
14:40	パネル ディスカッション	テーマ：「みんなで考える、これからの大津」 【コーディネーター】 ・大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会会長： 宗田好史氏 【パネリスト】 ・大津市都市計画審議会会長：青山吉隆氏 ・大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会会長職務代理者 （龍谷大学社会学部教授）：脇田健一氏 ・大津市長：越直美
15:10	休憩	
15:20	基調講演	テーマ：「住み続けたい地域社会を育むために」 ●将来像シートに対する寸評 【講師】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会会長職務代理者： 脇田健一氏
15:50	提案・感想	まちづくりへの提案・感想 【進行】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会会長：宗田好史氏
16:10	挨拶	大津市副市長：伊藤康行
16:15	閉会	

2) まちづくり会議報告会

①開催日時：平成28年7月18日（祝） 13：30～15：30

②開催場所：大津市役所 別館大会議室

③参加者数：73名

④開催プログラム

時間	プログラム	内容
13：10	開場	
13：30	開会・挨拶	大津市長：越直美
13：35	①活動団体から見た地域の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ・各種まちづくり活動に取り組んでいる団体より、活動を通して感じた地域の魅力や問題点について聞く 【コーディネーター】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長：宗田好史氏 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長職務代理者：脇田健一氏
14：05	②パネルディスカッション	テーマ：「都市計画マスタープランのために、大津市の将来像を語ろう」 【コーディネーター】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長：宗田好史氏 【パネリスト】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長職務代理者：脇田健一氏 石坂線21駅の顔づくりグループ代表：福井美知子氏 大津百町まちなかバル運営委員長：小林玄良氏 大津市長：越直美
14：40	③都市計画マスタープラン基本方向案について	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会議の結果概要説明 ・まちづくり会議での意見を踏まえた全体構想・地域別構想の改訂のポイントの説明
15：00	④意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・次期都市計画マスタープラン基本方向案に対する意見・提案を聴取 【進行】 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長：宗田好史氏 大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長職務代理者：脇田健一氏
15：30	閉会	都市計画部長：玉井義文

3) 平成 28 年度大津市総合計画・大津市都市計画マスタープランまちづくりフォーラム

①開催日時：平成 28 年 11 月 13 日（日） 14：00～16：00

②開催場所：大津市役所 別館大会議室

③参加者数：120 名

④開催プログラム

時間	プログラム	内容
13：30	開場	
14：00	開会・挨拶	大津市長：越直美
14：05	総合計画基本構想について	【説明】大津市総合計画等策定懇談会座長 (龍谷大学経済学部教授)：西垣泰幸氏
14：25	都市計画マスタープラン案について	【説明】大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長 (京都府立大学生命環境学部教授)：宗田好史氏
14：45	休憩	
14：50	パネルディスカッション	テーマ：「住み続けたいまちとは」 【コーディネーター】 ・大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長： 宗田好史氏 【パネリスト】 ・大津市都市計画審議会会長：青山 吉隆氏 ・大津市自治連合会会長：清水耕二氏 ・大津市総合計画等策定懇談会座長：西垣泰幸氏 ・大津市長：越直美 ※パネルディスカッション後、フロアーからまちづくりへの 提案・感想
15：55	挨拶	大津市副市長：伊藤康行
16：00	閉会	

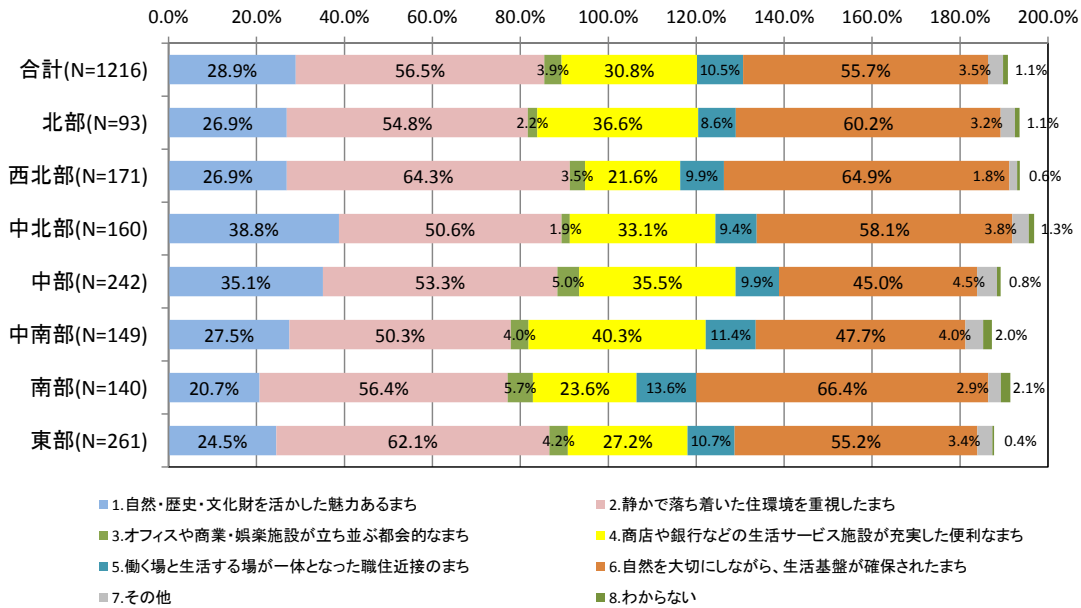
3. 市民アンケート調査

1) 調査の概要

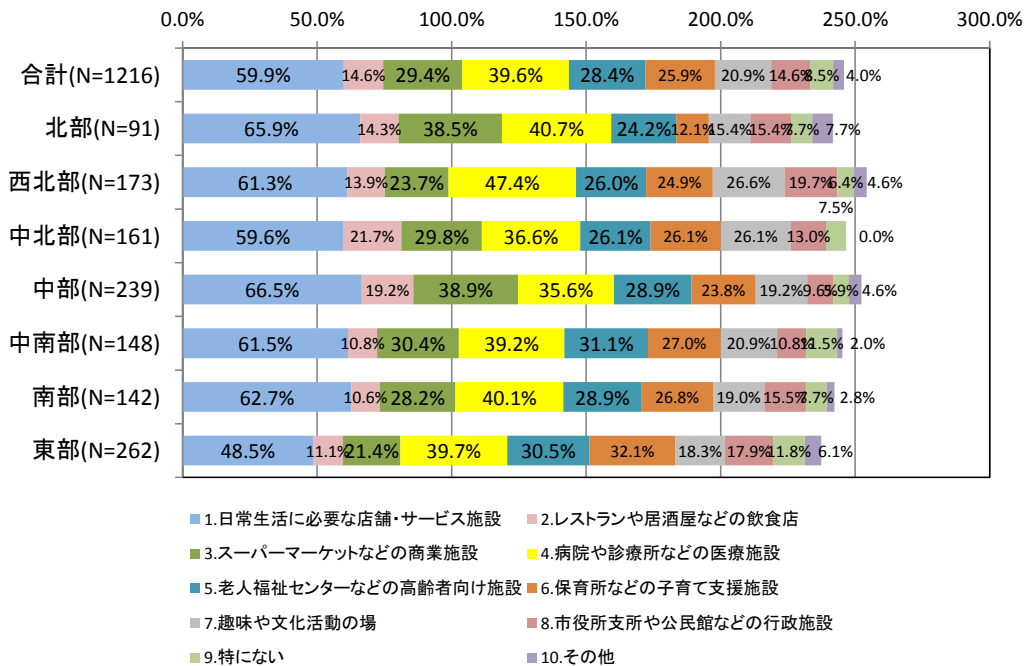
- ①調査対象者：市内在住の18歳以上の男女から無作為に抽出した3,000名
- ②調査方法：郵送配布、郵送回収による自記式調査
- ③調査期間：平成26年10月30日（発送）～平成26年12月末日
- ④回収状況：回収数1,302通、回収率43.4%

2) 主な調査結果

◆お住まいの地域がどのようなまちになることを期待するか（複数選択設問）



◆お住まいの地域の拠点に必要なと思う施設（複数選択設問）



※Nは回答者数を表しています

用語解説

用語	解説
【あ行】	
大津百町	江戸時代、旧東海道沿いの宿場町・港町として栄えていた大津市の中心市街地の呼び名。当時からの町名は、現在も中心市街地の各所に残り、人々に親しまれている。
雨水貯留浸透施設	屋根に降った雨を雨樋からタンクにためるもの。
近江八景	中国湖南省の洞庭湖及び湘江から支流の瀟水にかけてみられる典型的な水の情景を集めて描いた瀟湘（しょうしょう）八景になって、琵琶湖南西部の八つの景勝を選んだもの。石山の秋月、比良の慕雪、瀬田の夕照、矢橋の帰帆、三井の晩鐘、唐崎の夜雨、堅田の落雁、粟津の晴嵐を指し、安藤広重の浮世絵で知られる。
アウトソーシング	業務を外注すること。外部の資源の有効活用や費用の削減に使われる。
大津市環境基本計画	「環境基本法」に基づき、大津市における低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全など持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・市の取り組むべき方向を示す計画のこと。
大津市景観計画	「景観法」に基づき、大津市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めた計画のこと。
大津市公共施設適正化計画	公共施設適正化に向けた具体的な取り組みの方向性や方策、施設分類毎の取り組みの内容などをまとめた計画のこと。
大津市国土利用計画	「国土利用計画法」に基づき、社会・経済情勢の変動や諸課題に対応していくため、大津市の土地利用に関する必要な事項を定める計画のこと。
大津市子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」に基づき、大津市における幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための計画のこと。
大津湖南都市計画区域マスタープラン	「都市計画法」に基づき、大津湖南都市計画区域において、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、都市計画相互間の調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するため、滋賀県が都市計画に定める基本的な方針のこと。正式には「大津湖南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。
大津市住宅マネジメント計画	大津市を取り巻く社会・経済情勢の変化、国の住宅政策の方針転換、制度的枠組みの変更を踏まえつつ、今後の市営住宅等の方向性についての基本的な考え方を示す計画のこと。
大津市生活排水対策推進計画	「水質汚濁防止法」に基づき、「滋賀県汚水処理施設整備構想」における生活排水処理施設整備の基本方針などを踏まえつつ、大津市における生活排水対策の総合的な指針なる計画のこと。
大津市総合計画基本構想	大津市の今後のまちづくりにおいて、めざす姿を将来都市像として示し、その実現のための方針や政策、姿勢などを示す計画のこと。

用語	解説
大津市第6期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	「老人福祉法」に基づく高齢者福祉計画と、「介護保険法」に基づく介護保険事業計画を一体とした計画。大津市における地域包括ケアシステムの実現と、在宅医療・介護連携等の取り組みについて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとしている。
大津市バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上と施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした計画のこと。「JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」「JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」を重点整備地区に設定している。
大津市水環境基本計画	大津市の河川やため池、琵琶湖などの豊かな「水環境」を活かした潤いと安らぎのある水辺空間の創出、環境に優しいまちづくりを進めていくため、その基本的な考え方や方策を示した計画のこと。
大津市緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、大津市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画のこと。
【か行】	
急傾斜地崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を禁止する必要がある区域を都道府県知事が指定したもの。
協働	市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むこと。
緊急輸送路	「地震防災対策特別措置法」により、地震直後から発生する緊急輸送を円滑確実に実施するために必要な道路として位置づけられている。
近隣景観形成協定	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)」に基づき、自治会や町内会等において、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項を取り決めて協定を結び、相互に協力して美しい住みよいまちづくりを進めていく制度。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
景観協定	「景観法」に基づく、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。
建築協定	「建築基準法」に基づく制度で、地域の住民が自発的に建築基準法に定められた基準に上乘せする形で、地域内の建築物の用途や形態などのきめ細かなルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまちなみなどを将来にわたって守り育てていくもの。
原風景	人の心の奥にある一番初めの風景のこと。懐かしさの感情を伴うことが多く、また、実在する風景でなく、心象風景である場合もある。
広域幹線道路等	国道や主要地方道、県道及び都市計画道路などの都市内または隣接都市との連絡する道路。

用語	解説
高規格幹線道路	自動車が高速で走れるような構造でつくる道路。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
高度地区	都市計画法により定められる地域地区の一つで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区。大津市では、住宅地の環境や景観を守るため、住居系の用途地域の全域に高度地区を定め、建物の高さを規制している。
古都保存法	正式名称は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」という。古都保存法の適用対象となる「古都」とは、「我が国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と法令で定められており、大津市は平成15年に全国10番目の指定となった。
コーホート要因法	「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。
公設民営方式	公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計・建設、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会。
コミュニティサイクル	相互利用可能な複数のサイクルポートからなる、自転車による面的な都市交通システムのこと。
コンパクト＋ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要との考え。「国土のグランドデザイン 2050（国交省）」において、その意義と必要性が位置づけられている。
【さ行】	
里地・里山	主に二次林（雑木林）を里山、それに農地などを含めた地域を里地ということが多い。また、全てを含む概念として「里地・里山」という。
里山	人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のこと。
砂防指定地	「砂防法」に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。
市街化区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
自然公園区域	「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地に設けられる区域のことをいい、その風景地の内容や指定方法により、国立公園、国定公園、都道府県立公園がある。大津市には琵琶湖国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園が指定されている。

用語	解説
指定管理者制度	「地方自治法の一部を改正する法律」に基づく「指定管理者制度」のこと。従来、公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く民間企業や各種法人にも認められている。
地すべり防止区域	「地すべり等防止法」に基づき、地すべり危険箇所の中から、現に地すべりしているかまたは、地すべりがおこる可能性の高い区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域のうち、公共の利害に密接に関連を有するものを主務大臣（国土交通大臣・農林水産大臣）が指定したものの。
自動運転	現在ドライバー（人間）が行っている様々な運転操作を人間の代わりにシステム（機械）が行うこと。自動運転には、加速・操舵・制動のいずれかをシステムが行う状態からドライバーが全く関与しない状態までの4段階がある。
住居地域	「都市計画法」に基づく用途地域のうち、住居系の地域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）のこと。
重要伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」に基づく制度で、市町村は、城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みにおいて伝統的建造物群保存地区を指定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、わが国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定するもの。
純移動率	ある年齢に対する5年後の人口動態による増減数の率。
ストック	既にある都市施設や機能のこと。
ストックマネジメント	既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称のこと。
スマートインターチェンジ	ETC専用インターチェンジのこと。高速道路へのアクセスの向上を目的に、サービスエリアや、パーキングエリアまたは既存のインターチェンジの間に設置されている。
生物多様性	「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す。また、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きもののつながり」としても捉えられる。この生物多様性は、一般に「生態系の多様性」、「種の多様性（種間の多様性）」、「遺伝子の多様性（種内の多様性）」という3つの階層で認識されている。
【た行】	
地域高規格道路	地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交通拠点との連結に資する路線。高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路。
地域公共交通再編実施計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に基づき、地域公共交通網形成計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための計画のこと。
地域公共交通網形成計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための計画のこと。

用語	解説
地域制緑地	法や条例などにより保全に対する一定の確保がなされた緑地のこと。風致地区、自然公園、保安林などが該当する。
地域地区	「都市計画法」において、計画的な土地利用を図るために定めるもの。12種類の利用地域の他に、大津市では、特別用途地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区、歴史的特別風土保存地区、高度地区、防火地域を指定している。
地域包括ケアシステム	医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度で、地区の特性に合わせて、適正な都市機能と健全な地区環境を将来にわたって確保するための身近なまちづくりルールのこと。
中核市	人口20万人以上の市を指定要件として、政令指定都市以外の規模や能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化し、地域行政を充実するための制度。
中高層住居専用地域	「都市計画法」に基づく用途地域のうち、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域）のこと。中規模以上の店舗などは制限される。
低層住居専用地域	「都市計画法」に基づく用途地域のうち、低層住宅の良好な住環境を守るための地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域）のこと。店舗付住宅を除く店舗などは制限されるがある。
デマンドタクシー	自宅前から主要な施設（JR駅、公共施設、医療機関、金融機関、商業施設等）まで利用される方の予約により、乗合で運行するタクシーのこと。大津市では現在、志賀地域内のおおむねJR和邇駅以北で路線バスが運行していない地域で運行している。
伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画区域内においては都市計画で、都市計画区域以外においては条例で、伝統的建造物群保存地区を定めるもの。大津市では、坂本地区周辺に指定している。
都市計画区域	「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として都道府県が指定する区域。大津市は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市を一体として、大津湖南都市計画区域に指定されているが、市内葛川地区及び琵琶湖が都市計画区域外となっている。
都市計画公園・緑地	「都市計画法」に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園・緑地。
都市計画道路	「都市計画法」に基づく都市施設の一つとして、都市計画決定した道路。

用語	解説
都市施設	「都市計画法」に基づき都市計画に定めることができる施設のこと。公共施設・公共空地・供給施設・処理施設・教育文化施設・医療施設・住宅施設などがある。大津市では、都市計画道路、自転車駐車場、都市計画公園、公共下水道施設、処理場、市場、火葬場を定めている。
都市公園	都市公園法に基づき、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
土砂災害特別警戒区域	「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域を都道府県知事が指定するもの。
土地区画整理事業	「土地区画整理法」に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。防災上危険な密集市街地の解消や中心市街地の空洞化等の課題に対応して、活力のある社会の形成と安全で豊かな生活を可能とするまちづくりを進める有効な手段として期待される。
【な行】	
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている区域をいう。農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。
【は行】	
ハザードマップ	洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図のこと。大津市では、土砂災害や琵琶湖洪水などのハザードマップを作成している。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブのことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
琵琶湖八景	昭和25年に琵琶湖とその周辺が琵琶湖国定公園に指定されたのを契機に選定され、琵琶湖の雄大さと変化に飛んだ景観が主として選ばれているところが特徴となっている。
パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムのこと。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市の良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るもの。大津市では、山地部を中心に12地区を指定している。

用語	解説
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
【ま行】	
モビリティ・マネジメント	「自動車利用中心」の生活から、公共交通や徒歩などを中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活へと変えていく一連の取り組みのこと。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が使えることをあらかじめ念頭に置いて施設や環境をデザインするもの。
容積率	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市の環境保全や利便の増進のために、12種類の地域ごとにおける建物の用途に一定の制限を行う。
【ら行】	
ライドシェア	時間と車が空いている一般のドライバーが、移動サービスを求める乗客に対して、移動サービスを提供するもの。
立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づく制度で、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画のこと。
緑化重点地区	「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」をいう。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全及び緑化に関して締結する協定で、市町村長の認可を受けることによりその効力が生ずる。
歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、個性豊かな地域社会の実現により、都市の健全な発展と文化の向上を目的とする計画のこと。
歴史的風土特別保存地区	「古都保存法」に基づき、「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、「歴史的風土保存区域」内の重要な地域を都市計画において「歴史的風土特別保存地区」と定め、建築物の新增改築、宅地の造成等の一定の行為を許可制としている。
歴史的風土保存区域	「古都保存法」等に基づき、その対象はわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、保存対象は、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地となっている。